

令和元年（ワ）第 42 号損害賠償請求事件

乙第 12 号証

原告 澁谷 徳雄

被告 澁谷 貢 他 1 名

## 陳述書

令和 4 年 5 月 18 日

住所 長野県 下伊那郡 阿智村 智里 4050

氏名 澁谷 晃 

私は、父澁谷貢に代わり平川住宅写真の説明と地区住民の認識について下記のとおり陳述します。

### 記

#### 1. 平川住宅写真の説明

・資料 1 は、原勇さんの弟（原 睦雄）さんから提供され、昭和 38 年 1 月に撮影された写真です。阿智村智里 4083-2、4083-14、4083-39、4083-45（以下、本件土地）の下流にある弁天橋 右岸橋台付近から平川の住宅を撮影した写真です。下段は一部を拡大して教員住宅、水防倉庫、平川住宅を表示しました。平川の住宅は二階建て（乙第 1 号証 家屋台帳と一致）で二階の窓には転落防止柵があったと地元の高齢者から聞いていましたが、この写真からも柵が確認できます。

・資料 2 は、乙第 12 号証で提出した昭和 50 年頃撮影された写真です。写真に教員住宅、校長住宅、水防倉庫、平川住宅跡地を図示し各建物の位置関係を表示しました。

・資料3は、現在の写真に校長住宅、水防倉庫、平川住宅跡、資料1の撮影方向と、撮影した場所から平川住宅角と水防倉庫を見通したラインを図示し、平川住宅の占有範囲を推定し表示しました。

・資料4は、資料1により乙第2号証(下ノ平構造物跡)のかまど跡まで住宅が建築されているのが確認できるため建築範囲を修正(加筆)しました。よって、智里4083-45の道路境界まで平川住宅が占有していたことがわかります。

・資料5は、智里4082-15(校長住宅と水防倉庫が存在する土地)の登記簿です。昭和39年12月2日に両区総代(現在の本谷園原財産区(以下、両区)と智里西自治会)が所有していた澁谷ゆきゑ名土地を公立学校共済組合に売却して昭和39年度(昭和40年3月31日完成)に校長住宅を建築した経緯がわかります。

・資料6は、両区総代記録簿と会計簿です。記録簿には住宅敷地と水防倉庫敷地を併せて金90,000円で売却したと報告され、会計簿には役場から入金となっています。

よって、資料5、資料6より水防倉庫は校長住宅建築以前から存在していたことがわかります。

この地域は昭和32年、昭和34年(伊勢湾台風)、昭和36年(三六災害)と大きな水害に見舞われています。このため、水防倉庫の必要性は高く昭和30年代半ば頃から存在していたと考えられます。

・上記より、平川住宅写真の位置、年代は全て合致するため資料1の平川住宅は本物であり、昭和36年に平川が飯田市へ転居した後も住宅が存在

し、かつ、占有していたことが証明されます。

## 2. 地区住民の認識について

・資料7は、私が熊谷章（阿智村智里4038在住）さんと原勇（阿智村智里4043在住）さんから平川らについて話を伺い、聞き取り書という形で作成し確認をいただいた書面です。その結果、本件土地、および立木の所有者は平川であると認識されています。

なお、原勇さんの「5. 澁谷ゆきゑの家の大きさ…」については聞き忘れたため回答はありません。

・資料8は、渋谷秀逸さんが使用していたメモ帳から、平成9年度両区総代会の内容を抜粋したものです。記載内容に「昨年一度 …」とあることから、平川所有土地の買収計画が遅くとも平成8年度から始まり、乙第7号証（熊谷時雄さんの山林委員会メモ）にも前年度からの引き継ぎ事項として「平川土地の買収を進める」と記載されていることから平成10年までは買収計画が続けられていたことがわかります。

両区では、平成4年に中央自動車道園原インターが開通して平成8年からヘブンス園原スキー場がオープンしたため、アクセス道路に隣接している土地で居住していない人の土地については、乱開発を防止する目的で買収計画がありました。

・乙第6号証（地籍調査結果閲覧票）の③地積欄には現在の所有者を記載して両区が保管しています。この資料にもとづき、平川所有土地について買収計画が進められたことから、両区（地区）は、本件土地所有者を平川と認めていました。

・上記より、住民と地区は本件土地を平川所有と認識していた証拠となります。

よって、平川は平穏かつ公然と本件土地を占有していたことになると思います。

### 3. 終わりに

私は、原告および、澁谷ゆきゑ家族に会ったことはありません。また、両親、本家家族、および地元住民に聞いても、ゆきゑ家族が出て行った後、葬儀以外でゆきゑ家族を見かけたことは無かったと聞いています。

原告は、甲第 49 号証（熊谷好泰からの手紙）に記載されてるとおり、電話を貰うまでは本件土地の存在も知らなかったし、関心も無かったのではないのでしょうか。

平川を始め、両区、阿智村、長野県がそれぞれの立場で登記手続きを進めるために、澁谷建典氏（澁谷ゆきゑの長男）を中心に交渉してきました。しかし、何れも難航しています。その中で、乙第 29 号証（復命書）には、建典氏の見解として「土地は売買された」と認識しています。しかし、相続人が行方不明のため手続きに時間がかかるとも述べています。その時、交渉人から行方不明者以外の相続人については建典氏から説明（理解）するように求めています。

建典氏は、これらの土地を所有する意思があれば何らかの形で占有するのが当然です。しかし、占有しないことから本件土地も同様に、両親が平川に売買した土地だと認識していたからだと思います。

このような経緯があるのにも関わらず、原告は今になって急に権利を主

張しています。

これは、建典氏から他相続人への説明が履行されなかった、もしくは、建典氏は原告を相続人として認めていなかったため原告への説明が省略されたと推察できます。何れにしても家族名義土地について原告は無知であるために行われた主張と思います。

以上